

報道関係各位

「北海道米」をはじめとする4産品が 新たに地理的表示(GI)として登録されました！

○お米では初登録、輸出拡大にも期待！

農林水産省は、本日、米良糸巻大根(宮崎県)、南関素麺(熊本県)、北海道米(北海道)、淡路島手延べそうめん(兵庫県)を新たに地理的表示(GI)として登録しましたので、お知らせします。



1. 概要

地理的表示(GI)保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するものです。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取を経て、令和8年3月25日(水曜日)に、地理的表示法に基づき、次の産品を地理的表示として登録しましたので、

お知らせします。

なお、今回の登録により、日本国内の GI 登録商品は 167 商品になりました。

2. 地理的表示法に基づき新たに登録された特定農林水産物等

名称	登録生産者団体	生産地 (都道府県名のみ)
米良糸巻大根	米良糸巻大根の会	宮崎県
南関素麺	南関町関素麺製造業組合	熊本県
北海道米	ホクレン農業協同組合連合会	北海道
淡路島手延べそうめん ・淡路そうめん	淡路手延素麺協同組合	兵庫県

3. 地理的表示及び GI マークについて

登録された商品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せて次の GI マーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができます。地理的表示商品であることの証となります。



4. 参考

地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

地理的表示（GI）保護制度～地理的表示及びGIマークの表示について～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

<添付資料>

地理的表示（GI）保護制度に基づく新たな登録産品



輸出・国際局知的財産課

担当者：地理的表示企画・推進チーム

代表：03-3501-8111（内線 4284）

ダイヤルイン：03-6744-2062